

Title	アメリカ連邦の国家的性格と其の財政及び経済
Sub Title	
Author	東井, 金平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.1 (1937. 1) ,p.103- 138
JaLC DOI	10.14991/001.19370101-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370101-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

居る。

「吾々は經濟といふものを文化領域の中から論理的に孤立させて引出したのであるが、其經濟の目的、又は生産力なるものは、此文化領域内の給付關係に於て爾餘の文化目的一切と巧に調和を保ち、文化の統一が保持される様にならねばならぬ。經濟の理念は全體に及べる所の全體理念の中に組入れられることに依つて其最後の意義を得るのである。何故かといへば、個々の目的の評價は、總て皆、あらゆる生活目的の全體の中へ、即ち一つの絶對的な人間意欲の單位の理念の中へ之を組入れることに依存するものである。最後の目的のみが基準を與へる。而して此目的は經濟に對する意義としては次の如くである。「人間をば、非物質的な目的の爲に、物質的な目的から解放すること」(註四六)と。吾人の大に傾聴すべき言である。

(註四六) Wunderlich; Produktivismus 三五四頁

アメリカ聯邦の國家的性格と其の財政及び經濟

東 井 金 平

目 次

- 一、アメリカ聯邦の國家的性格と國民の國家觀
 - (イ) 「法人國家」アメリカ聯邦の生誕
 - (ロ) アメリカ國民の國家觀
- 二、アメリカの財政及び經濟の特質と其の發展
 - (イ) 「獨立戰爭」より「南北戰爭」に至る發展の特殊性
 - (ロ) 「南北戰爭」より世界戰爭に至る發展の特殊性
 - (ハ) 世界戰爭より現ルローズヴェルト政權への發展の特殊性
- 三、結 論

一、アメリカ聯邦の國家的性格と國民の國家觀

(イ) 「法人國家」アメリカ聯邦の生誕

イギリスのアメリカに於ける植民活動の歴史は John Cabot がヘンリー七世の命を承け、「アメリカ探險」の目的

アメリカ聯邦の國家的性格と其の財政及び經濟

1011 (1011)

をもつて Cape Breton 島附近に到着したときに始まる。恰かもコロンブスの「アメリカ發見」後十年に相當する。アメリカ探險は、元來王の危険に於いて爲されたものであるから（「Adventurer」）、王は探險地に就いて絶對の主権者であると考へられた。従つて探險地に於いて土地の占有を主張せんとする者は、すべて王より免許狀（Letters patent）を受けねばならぬ。免許狀受領者（grantees）は、個人であることもあり個人の集團（groups）であることもあり、報償を要することもあり然らざる場合もあるが、何れにしても免許地に定住することを條件としない。又免許地はこれを全部又は分割して他人に譲渡し得る。譲渡は免許狀の引渡に依つて其の効力を生ずる。必ずしも王の承認を必要としないのである。かくの如き免許狀制度は後ちの土地制度及び王室財政に大きな影響を及ぼした。即ち、地理的條件の良し「北部」には土地の分割が現はれ、反對に地理的條件の悪い「南部」には土地の集中が現はれ、一般に不在地主制度が支配的となつた如き、免許狀の轉々に依つて貢稅（quit rent）の支拂が懈怠せられた如き等が其の結果である。

貢稅支拂が停滯せらるるに至つたことは王室にとつて何よりの不利益であつた。物價の決定を中心に、王と銀行（gold-smith）と生産者（manufacturer）との鼎立關係は益々複雑困難となつた。王の金銀及び生産物に對する必要は従つて増した。そこで既往の免許權を一應すべて取消し、「プリマス貿易商」（「The Plymouth Adventurers」）に特許狀（charter）を更めて交付することとなつた。一六〇六年ジェームス一世のときである。ただ土地の狀況と既得權を尊重する意味合から、この特許狀は、北部にプリマス會社（The Plymouth Company）、南部にロンドン會社（The London Company）の二會社を組織し、會社自から株式を發行して、舊免許權受領者を優先募入すべきものとした。これによつて北部の會社は定住占有者を、南部の會社はロンドン在住の不在占有者を主たる株主として構成せらる。

ることとなつたのである。プリマス會社及びロンドン會社の名稱のある所以である。

會社は、特許狀に依り、土地を占有し、特定生産物の生産及び交易の特許權（「steples」）を享受する。この特許權享受の代償として貢稅を支拂ふべきものとされることは勿論であるが、貢稅支拂を勵行する目的をもつて、會社の支配人（governor）は原則として王の任命するものとした。會社は特許狀に記載せらるるところに従ひ其の定款（constitution）を作製し、株主の選舉する重役會（council）は其の定款に従つて會社のために決議し、會社の業務を執行するが、定款・重役會及び重役會の決議は、すべての王の「代理者」である支配人の承認を得ねばならぬものとされる。重役會は生産物の生産及び其の取引を監理し、貨幣（Bank of credit）を發行し、會社内の秩序を維持する等のために命令（orders）をもつて一切を處理することが出来る。但し、殺人・強盜・放火等の重罪は、自然權にもとづく裁判官（justice）の司るところで、裁判官は支配人と共に王がこれを任命する。裁判官はただに重罪に就いて處分權を有するのみでなく、特許狀の勵行に對して監視權を有する。支配人と重役會との結託の弊を除かんとする趣旨に出づること斷はるまでもない。支配人と裁判官とのほかに牧師の費用は何れも會社の負擔するところである。後ちの二院制度、三權分立制度、憲法裁判制度、生産物の生産及び取引の統制其他行政に關する重要な制度が已に茲に胚胎することを注意せねばならぬ。

會社の組織法は、南北の二會社とも別段變るところはなかつたが、其の株式發行の制度及び利益金の處分方法に就いて本質的に異なるものがあつた。元來、北部の免許權は、個人がこれを受けた場合でも集團が受けた場合でも、それが分割又は再分割せらるるのを特色とした。殊に集團が免許狀を申請するときは（petition）、始めから分割を目的として爲されるのである。ところが、この分割を受けるための各人の出資や分割の方法は決して機械的に決定せ

られるのではない。各人の能力及び身分に應じて出資し、かくの如き出資に比例して土地の分割を受け得るものとされるのである(“purchase-right”)。土地の分割は、原則として其の出資に比例して爲されるけれども、家族・家産・社會的地位等のほか、分割されるべき土地の肥瘠、位置等を斟酌すべきものとされる。出資は必ずしも貨幣に限らず、現物又は勞力をもつても爲される。勞力を殊に必要とした時には、單に勞力をもたらしたといふだけで、新たに株主權(head-right)を獲得する場合もあつた。召使を新たに外國から連れて來る如きそれである。各人の出資は次の新たな免許状を受けるために積立てられるのであるが(“reserves”)、この積立は出資のほかに、各人に配當されるべき利益(venture profit)からも繰入れられる。この制度はプリマス會社及び其の以後に於いても何等其の根本に於いて渝るところがない。ただ集團が會社となり、個人が株主となつただけである。かくの如き制度から出た能力説(“faculties”)が、一九二一年にイヌコンシン州所得税が出來るまで地方所得税の規準とせられたことや、北部の地方財政制度、共和黨の聯邦財政策等が、かくの如き株式制度にもとづくものであることを記憶せねばならぬ。北部の會社の株式制度に對して南部のそれは本質的に異なる。南部會社の株式は一定の券面額をもつて市場に賣り出されるのである。ロンドン會社の株式(“bill of adventure”)は一株十二弗十志であつた。株主は其の任意をもつて其の保有する株式を賣却することが出來た。株式を市場で買得た者は、同時に會社の株主たる資格をもち得るのである。北部に於いては株主權は固有の一の人格權であるが、南部に於いては一の財産權に過ぎないのである。北部に於いては株主の株主會に於いて有する發言權は必ずしも其の保有する株式の多少に依らない。ところが南部に於いては株主權は株式の多少に比例する。一株一投票である。株主平等權は、北部に於いては人格權にもとづく平等であるが(“equality”)、南部に於いては財産權にもとづく平等である(“equality”)。かくして南部に大不在地主制

度にもとづく植民制度(“Plantation”)が起り、北部のデモクラシーに對してブルトクラシーが發達したのである。其の租税制度、行政制度、立法制度等盡くかくの如き株式制度にもとづくところである。民主黨の聯邦政策は南部の株主精神を其の基調とすると考へて大過ない。

一六〇九年ロンドン會社は Virginia Company に、一六二〇年プリマス會社は The Conference for the New-England Company に夫々更新せられ、ヴァージニア會社は一六二五年其の特許權を取消された。會社に對する特許權が更新せられ、取消されても、已に株主權に依つて取得せる占有權のものには殆んど變化を及ぼさない。この頃からクロムウエル革命を絶頂として「王權の衰微」が現はれて居るからである。王權の衰微に依つて今や特許會社は任意に支配人を選任し、定款を變更し、決議を執行することが出來た。特許權を賦與するものは王ではなく既存の特許會社となつた。即ち、一六二〇年プリマスに到着した「道者先達」(“Pioneers”)が、一六二一年に十磅の株式を發行して會社を組織し、特許權をニューイングランド會社から得てゐる如き、一六二九年イギリス清教徒(English Puritans)に依つて設立されたマサチューセツツ・ベイ會社(Massachusetts Bay Colony)は、特許權を王より受けて居るが、土地はニューイングランド會社から買取つて居る如き、それである。一六三九年組織せられたコネクチカット會社、一六三六年設立せられたロードアイランド會社等は、自から其の定款(Fundamental Orders)をつくつて居る。

この如き傾向は一六六〇年代後「王政復興」と共に止んだ。王は、既存のすべての會社の特許狀(charter)を更新した。王の特許狀なきものは會社の解散を命じて、特許狀を受くべきことを強制した。支配人は、株主會の選出する者たるを然らざるとを問はず、例外なく王の任命を要するものとされた。支配人の權限は擴張せられて、會社は單

なる營利團としてでなく政治單位(Colony)として取扱はるるに至つた。未だ占有なき土地は、これを債務の賠償として債權者に與へ、或ひは功臣に與へた。これらの會社にして王室の支配に歸したものが「Royal Colony」である。一七五二年迄にカリリナ、ニュージャージー、メイン、ジョージア等十三會社中八會社が「王立會社」となつた。かやうにして特許會社に對する王權の擴張が爲されたのみでなく、外國の特許會社に次第に其の勢力が及ぼされた。オランダ、フランス、スペイン等の特許會社が已につくられてゐたのである。一七三三年のユトレヒト條約、一七六三年のバリ條約等に依り、外國特許會社の勢力は次第にアメリカより驅逐せられ、アメリカ東部に於けるイギリスの統一は已に十八世紀半ばに於いて達せられたのである。

イギリスのアメリカに於ける統一運動の發展と共に、特許會社の既得權益は次第に縮小されるのみならず、其の植民政策から屢ば差別待遇("discrimination")を受けることとなつた。一六五一年以後の數々の航海條例がそれであつた。單に其の權益が縮小されるのみならず、終に特許權そのものの喪失を危惧せしむる立法が屢々なされるに至つた。一七六四年の砂糖條例、同年の通貨條例(Currency Act)及び一七六五年の印紙條例等は、かくの如き危惧を尤も刺戟した立法であつた。この結果、一七六五年十月の特許權確認の要求("a Declaration of Rights and Grievances of the Colonies in America")が各特許會社代表より、イギリス議會に向つて爲され、要求貫徹のために拒買同盟(Non Importation Agreement)が申合された。これに依つて印紙條例は撤回されたが、一七六七年植民地會計獨立の原則の下にタウンシェンド法が立法せられ、其の施行のために強行法(Intolerable Acts)が布かれるに及び、土地問題と絡んで、特許會社とイギリスとの紛争は終に釋くべからざるに至つた。一七七四年九月、特許會社は合同會議(First Continental Congress)を開いて再度特許權の確認をイギリス議會にもとめ、輸出入禁止申合

(Continental Association)をもつて迫つたが、イギリスの容るるところとならず、一七七六年七月二日、終に獨立の決議(Resolution for Independent)をなすに至つた。

各特許會社は、其の特許權回復のために「共同の會議」(Continental Conference)を以てこの會議の決議(Resolution)を有効ならしむるための「共同の行動」(Continental Association)をとり、これを存続するための勞力費用等負擔制當のために「共同の機關」(Congress of United States)を組織し、これに獨立の機關たる地位(Independence)を與へたけれども、一七八三年のバリ條約は、この「共同の機關」に「獨立」の國家たる承認を與へたものではなかつた。ただ各特許會社に固有の特許權を確認したに止まるのである。各會社も亦た其の「共同の機關」に永久性を認めることは固より其の素志ではなかつた。各會社は夫々の相反する利害をもつてゐる。況んや南北の會社に至つては到底相容れない性格をもち、相反する經濟利害の基礎の上に立つて居るのである。されば戰爭(Revolutionary War)の終了と共に、機會ある毎に分離解散の氣運が現はれた。ただ戰爭は二の最も重大な紐帶をのこした。戰爭に依つて得た新たな土地と、戰爭に依つて生じた新たな債權債務の關係とが即ちそれである。土地の配分に就いては屢々協議せられたが、結局共通の土地(Territories)として保有し、各會社がこの共通の利益に對して「平等」の參加請求權("Claims")を有すべきものとして決定せられた。一七八四年及び一七八七年の「決議」(Ordinance)はこれに關するものであつた。南部は、より多くの口數權(Votes)を得て其の參加請求權を有利に行使する目的をもつて、「財産」たる奴隸に人格權を與へ、其の特許生産物("staples")たる棉花・煙草等の生産に對する特許權留保の下に「奴隸廢止」に同意した。一七八七年の「決議」(Article of Confederation)はこれに關するもので、後年奴隸問題が憲法上論議せられた根據はここにあつた。「大陸會議」及び北部の會社に對する戰債の債權者は南部であるが、戰債は關稅收入を

もつて擔保された。戰債の回収は、従つて「會議」を存続せしむることと關稅を設定することとの二を不可欠の要件とする。關稅の設定は北部の會社の固より望むところである。手工業(manufactures)と自給農業を其の生産の基調とするからである。

かくして、戰爭に依つて新たに得た土地と、戰爭に依つて新たに發生した債權關係とを「唯一の祝福」("only blessing")とし、一七八九年四月六日をもつて「アメリカ聯邦」政府は成立した。しかし、それは、各特許會社(state)が「平等」の「出資義務」にもとづき、「平等」の「利益參加請求權」をもつ一のカルテル組織(Federation)にほかならぬのである。

(ロ) アメリカ國民の國家觀

特許會社は必ずしも利益の追求を其の第一義的目的としたものであつたとは固より言はるべきでない。宗教上・政治上の理想を描き、何等の傳統もなく周圍の煩雜もなき「新天地」に於いて夫々の理想社會を建設することが、或る場合には特許會社設立の最も大きな動機を爲したであらう。マサチューセツツ會社は清教徒社會の建設を主たる使命としたであらう。マリランド會社は、これに對してカトリック教團社會の建設を寧ろ望んだであらう。ジョージア會社は平等思想にもとづく國家建設を目論んだであらう。又一般的に特許會社と謂つても、「北部」の會社と「南部」の會社とは其の精神及び構成態様を異にして居ることは、其の出資形式たる "bill of adventure" (equality) と "purchase right" (equity) とに伴う株主の權利義務關係に著しき相違のあることに依つて知られるであらう。即ち、南部の會社は純粹の營利會社として成立發展せるに對して、北部の會社はイギリスの「タウン」の精神を多分に受容して居て、これを單純に會社と言ひ去るに困難な性格を含んで成立發展して居る。同じ北部の會社でも、ニュー

ヨークはオランダの會社の精神と形式を其の主要骨格とし、ニューハンプシャー及びヴァモンはフランスの會社の精神と形式とを其の肢體として成立して居る。

かやうに各特許會社は、其の動機其の精神に就いて各個別に詮索すれば殆んど際限のないほど多くの相違をもつて居る。しかしながら、其の最初の動機、其の究極の精神の如何に拘はらず、現實には、各人が各人の「自由」を留保し、各人「平等」の地位に於いて會社なる一の特許社會を組織し、これに参加して居ることは、何れの場合に就いても共通するところである。會社設立の目的は、固より共通の利益を維持し、獲得し、確保するに在ると謂ひ得るが、しかしこの共通の利益は、各會社に固有の、一の割り切ることの出来ない、個々の利益を超えた存在ではなく、割り切ることの出来る、計算の出来る、個々の利益の集合としての存在である。尠なくも夫々の株主は、個々の利益を超越する固有の利益を維持し、獲得し、確保するために株主として會社に参加するのではなく、會社を通じて得らるべき一の新たななる、より多くの利益の分與を受くる目的をもつてこれに参加するのである。されば、個人は如何なる場合に於いても會社に對して「自由」であり、他の構成員に對して「平等」であると考へる。彼等は其の出資額に應じて、尠なくとも其の出資能力に應じて會社に對し義務を負うけれども、如何なる場合に於いてもそれ以上の義務を負担すべきでないと考へる。會社は個人の目的及び理想の實現のための一の手段であり、一の「機關」であるに過ぎない。已に一の機關であつて觀れば、會社は個人に對して命令し服従を強ふることは出来ない。彼等の目的達成の上に會社が不適當であると考へるならば、任意のときに會社を脱退し得る「自由」を留保する。

かくの如き觀念は、たとひ會社が如何なる形式を採るに至つても渝らない。特許會社は「獨立戰爭」を通じて一の「州」といふ新たな政治形態にまでなつたけれども、「州」は其の本來の特許權を擴充して現はれた會社の一形態にほ

かならない。會社に對して個人は「自由」であり「平等」であつたと同様に、州に對して個人は「自由」であり「平等」であるべきである。大陸會議は、「アメリカ聯邦」といふ州よりは高次の一の新たな政治形態にまでなつたにしても、それは州の集合以上の何物でもない。州を克し州の上に立つて州に命令し州を支配するものでは決してあり得ない。聯邦はそれ自體の國家目的、其れ自體の國家理想をもつたもの(“National”)ではなく、各州に「共通の利益」を實現し維持するための一の「機關」たる地位と機能とを有するのみ(“Federal”)である。各人が各人の「自由意思」に依り「平等の地位」に於いて契約し、この契約にもとづいて會社が成立した如く、聯邦も亦同様の手續にもとづいて成立したのである。個人が會社に對して其の株主權にもとづき平等の發言權を行使し得る如く、州も聯邦に對して平等の發言權を行使し得るのである。かくして其處にアメリカ固有の二院制議會が成立する。J. J. Rousseau は、かくの如き國家形成の過程(Bildung und Formierung)を尤も「自然なもの」と考へさせられた。

二、アメリカの財政及び經濟の特質と其の發展

(イ)「獨立戰爭」より「南北戰爭」に至る發展の特殊性

個人は株主として會社に對し「自由」であり他の構成員に對して「平等」である如く、州は聯邦に對して「自由」であり他の州に對して「平等」であるといふ國家構成の仕方及び國民の國家觀から其處に如何なる「政治經濟」が現はれるか。

主たる債權者である南部は、「獨立戰爭」にもとづく戰債回收のために北部との新たな結合に同意した。しかしそれには二の重大な條件が前提とされた。一は新たな結合の規準(Constitution)を單なる販賣協定(“Federation”)に止めて生産協定(“Confederation”)たらしめざること、他の一は聯邦收入に對し戰債及び其の利子の優先支拂

(prior claim)を保證することこれである。イギリス・フランス・オランダ等の債權國は、アメリカに於ける債權を保證し其の債權回收を阻害せざるべきを條件としてアメリカの「獨立」を承認した。これに依つて聯邦政府は先づ戰債償却を其の第一の任務とせねばならなかつたのであるが、其の收入に就いては憲法上種々の制限を受けて居る。即ち、憲法は貨幣發行權を聯邦に保證したが、それは鑄貨の發行權に過ぎないと解釋された。賦課金(direct tax)を各州に割當て得るものとされたが、それは新たな人口調査に俟たねばならなかつた。州際商業に就いては其の特權を課税し得る(“excises”)けれども、綜合財産税(“general-properties”)の課税高權は地方に固有のものであるから、其の課税は甚だしく制限的たらざるを得ない。そこで聯邦の主な收入源となるべきものは關稅と土地賣却益だけである。關稅はかくて聯邦財政の主柱となり、聯邦財政問題は關稅に集中することとなつたのである。

一七八九年關稅は聯邦關稅として最初のものであるが、この關稅に於いて就中注意せられねばならぬ點は棉花關稅の現はれて居ることである。棉花は當時に於いても輸出品であつて輸入品ではない。それにも拘はらず棉花關稅としてラム酒に對する保護關稅を要求した。賠償關稅の原則が若し認めらるべきだとすること、牧畜及び家計に必要な鹽、農耕に必要な鐵、鋼器具等の關稅に對する賠償が、「平等の原則」(“indiscriminate principle”)にもとづき當然西部及び南部に依つて要求せらるべきであると考へられた。棉花關稅・麻關稅・藍關稅等の原料關稅がかくして一七八九年關稅に挿入せられたものである。

已に一七九〇年八月十二日法に依り減債基金制度が確立せられたが、これは一七九五年三月三日法をもつて一層綿密なものとなつた。これにより、賦課金及び噸稅、六分利公債元本現在高の二%に相當する金額、北アメリカ銀

行の配當金、買入又は償還公債の利子相當額、土地賣却純益及び國庫剩餘金等を減債基金に繰入るべきものとされた。償却額には一定の限度を附せられたけれども、戦債の償却は往々この限度を超えて爲された。この公債償却急ぎは次ぎの結果を與へた。減債基金に繰入るべき國庫剩餘金を多くするために關稅率は逐次引上げられ、これに依つて北部の工業は高率の「保護」を受けることとなつたけれども、製品關稅は例外なく其の賠償として原料關稅を伴ひ、それだけ國內の原料供給價格が高められるといふ不利益を免かれなかつた。公債償却の齎らす恩恵は其の豫期に反して一般的でなかつた。蓋し公債は殆んど南部に集中されてゐたからである。これに依つて南部には一般的物價上昇の傾向が現はれたけれども、北部には反對の傾向が現はれた。この傾向は單に公債政策に依つてのみ現はれたものではなく、生産物の需給關係に依つても現はれた。即ち北部の特産物（*wool*）たる穀類は、イギリスの穀物法等に依り其の輸出は困難とせられたに對し、棉花煙草等南部の特産物は、産業革命運動の發展に従つて其の輸出を増した。かくして北部産業は南部に比べて全く不利益の地位に置かれたのである。

北部産業のかくの如き不利益の地位は一八二二年乃至一八二五年の米英戦争後大いに改善せられた。イギリスは獨立戦争に依りアメリカの「獨立」を承認したが、しかしこの「獨立の承認」の解釋は、イギリス側とアメリカ側とで喰ひ違つた。イギリスは單に特許會社に對し其の本來の獨立（*charter*）を承認したといふに止まり、アメリカ聯邦に對し國家としての承認を與へたものとは考へず、依然屬地をもつてこれを待遇せんとしたのである。戦争はかくの如き見解の相違から起つたものであるが、とにかく、この戦争にもとづく國民的自覺（“*Americanization*”）勃興の氣運に乗じて、北部は聯邦政策を自己に有利に展開することが出來た。先づ公債政策に於いて。一八二四年聯邦銀行（*Federal States Bank*）の復活（*Recharter*）に依り長期公債の暴落を防ぎ小額の國庫債券（*notes*）を大量に發行する

ことが出來た。長期公債の市價維持は公債の地方的社會的偏在を防止した。小額國庫債券は多く無利子にて償還期限を定めず且つ鑄貨約款（*coin clause*）を記載せざるものであるから、事實上の不換紙幣（*legal tenders*）の發行を意味し、それは債務州の戦費負擔軽減を意味した。第二に關稅政策に於いて。一八二二年乃至一八二六年に亘る數次の改正を経て製品關稅は一八〇八年法に依る稅率の二倍に引上げられた。棉製品が従價一七・二%より三五%に、麻製品が従量一ハンドレドウェイト一弗より二弗に夫々引上げられた如きそれである。第三に租稅政策に於いて。製品負擔となるべき内國稅（*internal revenue taxes*）が戦後相次いで減廢せられた。内國稅の減廢は關稅の戦時稅率を維持せんとする魂膽に出でたものであることが、この場合注意されねばならぬ。果然、一八一六年四月二十七日法をもつて戦時關稅の改正が爲されたが、製品關稅は概して戦前より遙かに高率に維持せられた。鹽關稅は一八〇八年法には無稅であつたが、改正法では收入關稅として従量一ブッシュェル二〇仙の戦時稅率が其の儘維持せられた。高率製品關稅の維持は、ただに收入政策を通じてのみならず支出政策を通じて試みられた。南部は其の豊富な資本をもつて海外棉花需要の増加に従つて土地を購入し奴隸を輸入して其の生産を擴張することが出來た。所謂西漸運動（*Westward-movement*）が即ちそれである。獨立戦争後の聯邦公債政策は、この南部の土地擴張運動を容易にした。然るに獨立戦争及び一八〇三年の「ルイジアナ」購入に依り聯邦に歸屬せる土地は、各州の共有地（*territories*）として、人口數に依る各州への配分を留保し、土地の利益參加に對する各州の平等の機會（*equal opportunities*）を保證せられたものである。南部の土地擴張運動は正しくこの機會均等主義を破るものにほかならなかつた。そこで北部はこの南部の土地進出を抑へるために一八一九年の移民法をもつて移民を制限し、一八二〇年の土地法をもつて土地の賣却價格を引下げると共に毎一人の土地保有量を制限した。一八一二年戦争出征兵士に對する土地の優先割

當と出征兵士賠償金 ("Pensions")、支拂の擴張がこれに伴つた。この土地政策は當然に交通路の改善 ("Internal Improvements") を必要とした。聯邦道路 (Cumberland Road) 費支出が従つて増加した。出征軍人賠償支出及び「州際改善費」支出の膨脹は、高率關稅の存続にも拘はらず聯邦財政に不足を生ぜしむるに至つた。財政上の必要は關稅引上に恰好の理由を與へた。蓋しそれは特定地方又は特定産業の利益のためではなく「共通利益」 ("general welfare") のためにほかならぬからである。かくて先づ一八二〇年法案に依り關稅改正が企てられ、これは失敗に終つたが、一八二四年法に於いて關稅引上が達せられた。

一八二四年關稅法は、興味ある政治工作を経て立法された。一八二〇年關稅法案の失敗と一八二二年聯邦道路支出法案の失敗とは、政治的妥協の必要なることを北部と南部に訓へた。一八二〇年關稅法案は製品關稅引上のための部分的修正法案であり、一八二二年法案は聯邦道路に關門 (Toll-gates) を設置するための費用支出に關するもので、これは兩院を通過したのであるが、大統領の拒否するところとなつたものである。關門設置の下心は、これに依つて羊毛其の他西部の「特産物」の移出を制限し國內供給價格を引上げんとするに在つた。そこで聯邦道路法案が大統領の拒否に遭うや、西部は其の代案として原毛關稅引上を劃策し、先づ北部の羊毛工業者と妥協し、茲に一八二四年關稅法成立の素地が出来たのである。新關稅に依り、羊毛關稅は棉花關稅と同様新たに最低評價原則 (minimum valuation) の適用を受け、稅率は封度十仙を超ゆるものにつき從價最高三〇%に至るものとされた。羊毛製品關稅は碼三三 $\frac{1}{3}$ 仙以上の羊毛製品に對する稅率を從價三三 $\frac{1}{3}$ %とし、三三 $\frac{1}{3}$ %は原毛關稅引上に對する賠償稅率と考へられたのである。ただに羊毛及び羊毛製品關稅が引上げられたのみでなく、棉製品關稅は其の最低評價額引上に依り其の稅率は實質上引上げられた。羊毛關稅引上に伴つて羊毛製品關稅も引上げられたけれども、其の賠償

稅率は羊毛工業者を満足させるに至らず、無暴にも一八二八年關稅法をもつて再度の引上が原毛及び羊毛製品につき爲されたが、圖らずもこの關稅改正は聯邦を其の分裂の危機に導いたのである。

聯邦憲法は聯邦支出が「共同の福利」のためにのみ爲さるべきことを明記して居る。然るに「州際改善費」支出に於いて各州が具體的に要求するところは夫々に異なるのである。西部は道路の修築に就いて、北部は港灣・河川の改修に就いて、南部は商業金融の改善に就いてといふやうに。そこでこれらの互ひに異なる要求を「調整」 (adjust) するために、一八二四年關稅の一般的改正が問題となつた時分に、Van Buren は「州際改善費」支出を原則として認むるも、其の割當方法は各州の人口を基準とし現金をもつて各州に「平等」に配分すべきであると主張した。ところが、この提案は一蹴されたのみでなく、製品關稅・殊に日常消費品たる羊毛製品・棉製品に對する關稅は、一八二四年及び一八二八年の兩度の改正を経て極端に引上げられたのであるから、南部の憤懣は今や抑ふべからざるものとなつた。一八二四年關稅法、殊に一八二八年關稅法は明かに地方的利益に關するものであるから憲法上當然無効 (void) であり、速やかにそれは撤廢さるべきであるとする要求日に強く、サウスカロリナは公然分離獨立を宣言するに至つた。和協工作を施すことが緊急の必要であつた。關稅の累次引上に依り關稅收入増加し、國庫剩餘金は年々に累加し、公債償却は従つて促進された。關稅引下の財政上の理由は十二分に具はつてゐたわけである。かくして一八三二年關稅改正に次いで一八三三年の所謂「妥協關稅」 ("compromise tariff") が出来た。妥協關稅の特色は稅率の一律引下 ("horizontal-reduction") に在り、それはアメリカ的平等主義を最も良く示すものである。

一八三三年關稅法の一律引下は、實質上一八四二年に至る段階引下であつたけれども、何れにしてもこの大幅の關稅引下に依つて最も影響を受けるのは、北部及び西部の「被保護」産業でなければならなかつた。單に稅率引下に

依つて其の「保護」が薄くせられたばかりではない。銀行法・貨幣法改正に依る影響がこれに加はつた。第二聯邦銀行は一八三六年をもつて其の特許期限は満了するのであるが、其の特許更新は否定せられた。西部はこれに依つて聯邦銀行を通じて低利の土地貸付を受けることが出来なくなつた。州法銀行に依る銀行券發行の途も遺されて居るわけであるが、租税の收受は聯邦通貨を引當とする銀行券に限られて居り、加之一八三五年四月六日の財務省達は、十弗以下の銀行券を發行する銀行に對しては聯邦の預金銀行たらしめざることとしたから、銀行券の「不當」の發行は事實上意義をもたぬこととなつた。一八三四年六月二十八日法は、金貨の量目を二七グレンより二五・八IOグレンに引下げ、同時に金銀法定比價を一對一六に更ためた。更らに一八三六年四月十四日法は、州法銀行券の流通を制限する目的をもつて發行準備及び鑄貨量目の任意の變改に就いて嚴重な規定を設けた。これらに依つて物價は一般に低落し始め、一八三七年恐慌を境として急落した。

一八三七年恐慌は、聯邦剩餘金を其の人口數に準じて各州に事實上の配當をなすために、聯邦預金を其の預金銀行から引揚げたことに直接原因するものであるが、其の政治目的は州銀行券發行に依る債務州の債務轉嫁から免かれんとするに在つた。恐慌の影響は従つて一般的ではなかつた。北部及び西部には恐慌後繼續的の不況が現はれたが、南部には寧ろ好況ともいふべき事態が続いた。棉花價格は恐慌後も維持せられた。聯邦剩餘金の配當と公債償却金とは投資々金を豊かにした。土地擴張運動と奴隸の輸入とは再び熾んになつた。關稅引下に因る關稅收入の低減は共有地賣却を一層必要とした。恐慌の影響のかくの如き相違は、西部及び北部をして種々の救濟策を要求せしめた。一八四二年の「聯邦株式」(United States Stock)二億弗を發行して債務州の債務を聯邦に引受けしめんとする案(Assumption Scheme of 1842)の如き其の尤なるものである。株式の引受方法は上院議員每一人二百萬弗、下院

議員每一人六五一、九八二・三八弗の割合をもつて各州に於いて引受くべきものとする。これは一見公債發行案のやうにとられ易いのであるが、實はさうではなく、一八三四年財務長官 J. Woodbury が、聯邦剩餘金の處分方法として「安全にして市場性ある株式投資」を提案したと同じ趣旨に出づるもので、州に依る銀行・鐵道等の特許權(Charter)を買取り、聯邦をして其の持株會社たらしめんとするに在る。この案は固より否決されたが、其の他種々の救濟案も同様の運命に居り、結局、西部及び北部は外資を流入して鐵道其の他交通機關の發達を計り、同時に其の生産方法を極力改善するほかなかつた。「アメリカの産業革命」はかくして一八三七年恐慌から一八五〇年代に亘つて現はれたのである。イギリスの穀物法の廢止、ヨーロッパに於ける相次ぐ戰亂に因る穀物需要の増加、一八四八年のカリフォルニア金礦の發見等は其の生産方法の改善と相俟つて、アメリカに「黄金時代(Golden Age)」を齎らした。

西部及び北部産業の立直りは、土地問題を中心として南部と深刻に對立せしむるに至つた。南部の土地擴張運動の抑止は二の理由から必要とされた。一は共有地に於ける機會均等の確立(“Monoevism”)である。一は土地賣却收入を抑へて關稅引上の財政上の理由を拓くことである。南部の土地擴張を制限するためには、一八二〇年のミズーリ協定以來屢々南北の間に協定が爲された。しかしながら、これらの協定は、殆んど無視された。一八三六年、南進政策がとられ、所謂南部の農業帝國主義(Agrarian Imperialism)が強く現はれ始めてからは、殆んど協定は南部の土地擴張のためにのみ爲されたと謂つてもよかつた。一八五四年の Kansas-Nebraska Act はミズーリ協定を廢棄し新たに任意原則(squatter sovereignty)をとつた。聯邦成立と共に奴隸にも「人格權」を賦與することを南部は寧ろ進んで承認したにも拘はらず、聯邦最高裁判所を動かして終に奴隸は「財産」であると判決せしむるに至つた、一八五七年の Dred Scott v. Sanford 判決が即ちそれである。これらに依つて南部の土地擴張運動は無際限に可能とな

つた。南北の正面衝突は今や避くべからざるものとなつた。南部は其の固有の土地政策を強行するために、一八五七年關稅法の改正法案及び内地植民法案(Homestead Bill)の議會提出を機會に次第に「分離」(“secession”)し始めた。

(口) 「南北戦争」より世界戦争に至る發展の特殊性

分離戦争に依つて先づ困惑したのは分離州たる南部よりも非分離州たる北部であつた。イギリスは北部の鐵道投資と南部の土地投資との關係から不測不離の態度をとつたが、フランスを始めオランダ・カナダ等の諸外國は寧ろ分離州に好意を寄せた。當時の國際間の關係からでもあり、宗教上の關係からでもあり、又原料供給上の經濟關係からでもある。已に南部の分離に依つて有力な國內公債市場を喪失して居る上に、對外關係がかくの如くであるので、非分離州の戰時財政策は最初から非常の困難に遭遇した。元來、北部は已に其の植民時代から小會社分立の基礎の上に立つのであるから、州の租稅高權は甚だしく制限せられて居り、従つて緊急財政は一に公債收入に俟たねばならぬのが常態である。西部に於いてはこの事情は多少異なるけれども、地方財政制度の立前は一體に於いて北部のそれに近い。だから、これらの州を其の根據とする非分離政府は勢ひ公債財政をとらねばならぬのであるが、起債市場が右の如くであるから、戰時公債政策は從來とは比較にならぬほど窮屈な條件の下に置かれた。金約款(sold clause)を附し、免稅條件を明記し、支拂保證を明細にする等、總じて公債約款は「明細且つ確實」にされねばならなかつた。ただに公債約款を明細、確實にするのみならず、公債利子を高くし、減債基金の制度を確立せねばならず、従つて租稅收入を確實にし、正貨流出阻止の手段を講じ、進んで公債引受機關を創設する必要もあつた。一八六一年關稅法以後關稅の累次引上、爲替思惑の禁止、聯邦所得稅(Federal income tax)其他戰時稅(internal war revenues)の新設、國法銀行制度(national bank system)の樹立等々は、即ちかくの如き必要に應ずるものであつた。しかしながら、たとへば聯邦所得稅及び國法銀行制度の創設、州法銀行券に對する差別課稅(“discriminatory rates”)等に就しては、戰爭勃發の當初に於いて財務長官 S. P. Chase から提案せられたに拘はらず、それらは地方高權を侵蝕するものであるとの理由から容易に議會の承認するところとならず、漸やく夫々の立法が爲されたときは已に時期遅しの感があるといふやうで、公債政策と租稅政策その他一般經濟政策との間に並行關係が保たれなかつた。これがために公債發行條件は次第に悪くなり、其の間引受シンジケートの思惑活動があつたりして、公債市價は暴落し、かくの如き事情は所謂「法貨」たる無利子強制公債(Greenbacks)の發行に益々俟たねばならぬこととなり、通貨混亂が従つて惹起されたのである。

戰後解決すべき多くの問題がのこされたが、差當り法貨の回收(“resumption”)、満期公債の借替(“refunding”)及び稅制整理が其の尤も急を要する問題であつた。先づ稅制整理の問題であるが、全體として關稅及び内國稅を輕減することに就いては少しも異論がない。これがためには一般的に支出を制限するほかに公債償却の限度を豫定して置く必要があつた。これに就いては一八六六年の減債基金法中に已に規定せられて居る。次ぎに内國稅減廢の問題であるが、消費稅のみにても百餘種の多數に上り、生産過程及び流通過程に考慮なく放姿に課稅せられて居るのであるから、其の間重複課稅が尠からずあり、従つて消費稅の減廢が第一に着手されねばならなかつた。然るに實際には轉嫁の困難な聯邦所得稅の輕減から始められた。これは單に轉嫁の問題からのみ來たことではなくて、戰時高率關稅を維持せんとする企みから來たのである。戰時關稅は内國稅を補償する意味に於いて累次引上げられたからである。聯邦所得稅はかくして一八六八年法に依り一八七〇年以後廢止さるべきものとされた。所得稅相續稅等の減廢は公債利廻りに強く影響する。この點に於いて公債の主な保有者である東部はこれを歡迎しなかつた。更らに

所得税の減廢は工業負擔を軽くするものであるといふ理由で、農業州殊に西部は強く反對した。西部はそこで共通の利害に立つ東部を誘つて、一八六七年三月二日の單獨法に依り羊毛關稅を引上げ、次いで一八七二年關稅法に依り一〇%「一律引下」に成功した。但だここで注意せらるべきことは、關稅引下の重點が收入關稅に置かれて製品關稅への影響が少なくされて居ることである。

西部は東部と結んで關稅政策を自己の有利に決定することが出来たけれども、其の間に東部に依つて大きな負擔を背負はされてゐたのである。法貨の回收が即ちそれであつた。公債保有者にとつては公債利子の硬貨に依る支拂を一日も早くしたかつた。満期公債の借替には通貨價值の引上が先決問題であるから、政府は固より法貨の回收促進を希望した。然るに法貨の回收に依る法貨價值の引上は、法貨を引當とする銀行券發行高の制限を意味し、それは差別發行税と共に州法銀行の銀行券發行を尤も困難にした。これに依つて直接影響せられるものは農業州、殊に西部であつた。銀行券の收縮と共に農産物價の下落が忽ちに現はれるからである。そこで一八六八年二月四日法に依り法貨の回收は一應打切られたのであるが、一八七二年の關稅改正と引換へに一八七三年二月十二日法をもつて法貨の回收を強行し、法貨の新規發行又は再發行は一切これを禁じ、一八七八年をもつて正貨兌換を開始することとせられた。政府は、金約款の履行と正貨兌換準備のためとで、金の吸收につとめて來、これに依つて金價値はアメリカに於いても騰貴しつつあつたのであるが、この一八七三年法に依り金價値は急騰し、物價は従つて暴落し、茲に一八七三年恐慌とこれに續く長期不況が始まつたのである。恰かもラテン貨幣同盟に依る金吸收と時を同じくし、ウィーンの株式恐慌と呼應して大規模の世界恐慌が展開せられたわけである。恐慌と共に貿易は不振の状態に陥り、關稅收入は従つて激減した。財政上の必要は關稅引上を容易にし、一八七二年關稅法は施行間もなく撤回された。

一八七三年貨幣法が「Crime of 1873」と稱せられる所以が右に依つて判然するであらう。

公債借替は、物價低落、事業不振、従つて金融緩漫といふ好條件に恵まれて順調に進み、公債償却亦た共和黨の傳統政策として促進せられた。これは市場放資物の欠乏と相俟つて公債市價を騰貴せしめた。公債市價の騰貴は公債を引當とする銀行券の收縮を餘儀なくした。この通貨收縮運動は農業州に殊に強いから、農産物と非農産物の價格較差は従つて起つた。製品關稅の高率維持はこの較差を一層大きくした。この價格壓迫は經營及び所有の集中を促進した。かくてトラスト運動が一方に起り、他方には Granger Movement 又は Greenback Party 等の民衆運動が起つた。アメリカに於ける「第二の産業革命」時代と稱せらるるのは、一八七三年恐慌後殊に一八八〇年代から一八九〇年代のことであるが、それはかくの如くして現はれたものである。

農業トラストの擡頭は、民衆運動支援の下に、三の具體的政策要求となつて現はれた。一は「銀問題」(“Silver-problem”)であり、二は聯邦所得税問題であり、三は關稅問題である。アメリカ聯邦の金吸收とラテン貨幣同盟の金吸收とに依つて、銀價の世界的低落が現はれた。ロンドンの銀塊價格は一八七〇年に尙ほ平均六〇・九片を唱へたが、一八七三年恐慌後急落し、一八七六年には五二・四片、一八八五年には四八・八片といふ低價を示し、金銀比價はこれに準じて、一五・五七、一七・八七、一九・三九と下つた。西部の諸州及び債務州はこの銀價下落を利用して農産物價の引上又は債權價格の切下を行はんとしたのである。即ち、法定比率に従ひ低價銀塊をもつて本位銀非を鑄造し、又は法定比率にもとづき銀塊を準備として「銀證券」(“silver-certificates”)を發行せんとするのであつて、其の作用は、市價の低落せる公債又は法貨を引當として其の券面額又は法定額まで銀行券を發行した場合と同様である。一八七八年の Bland-Allison Act は、かくの如き趣旨にもとづく銀買上と銀證券の發行を規

定した最初の法律であつて、それは同年の正貨兌換の開始、従つて一八七三年貨幣法の代償として西部及び債務州の得たものであつた。分離戦争後聯邦財政は、一八七三年を除き、一八六六年乃至一八九三年迄連年収入超過を示した。一八七二年法に依る關稅の「一律引下」はかくの如き財政事情に於いて出來たものであるが、關稅引下要求は依然くり返された。しかしその都度工業州は巧みにこれを外して關稅引下を避けた。ブランド法は其の一であり、一八八三年三月三日法に依る關稅及び内國稅の改正が其の二であつた。即ち、後者に於いては、關稅引下を少なくするために、酒精飲料稅・煙草稅を除く内國稅はすべて撤廢し、これに依つて關稅引下の餘地を少なくし、僅かに精毛・下級羊毛製品及び下級棉製品に就いて稅率を引下げたほかは、棉製品・羊毛製品・鐵礦及び鋼製品の稅率を上げ、却つて製品關稅は其の稅率を高くせられたのである。下級羊毛製品・同棉製品を引下げたのは、煙草稅の二分の一削減とともに、これに依つて南部と結び、關稅改正を有利に決着せしめんとする工業州の策略に出づるものである。

一八八三年収入法に依り銀行手形稅・銀行預金稅・貯蓄銀行預金稅・銀行資本稅及び貯蓄銀行資本稅はすべて廢止された。これらは戰時所得稅の廢棄後、これに代る一の部分所得稅として大きな存在意義をもつてゐたのであるが、其の撤廢と一八八三年法に依る關稅引下の失敗とは「銀問題」と聯邦所得稅問題とを一層沸騰せしめた。ただ茲で最も注意を喚起してをきたいことは、聯邦所得稅が聯邦稅負擔の均衡といふ點から要求せられるときには、常に一の部分所得稅(“special”)としてであつて、専ら營業所得・資本所得及び勤勞所得の課稅を目的とするといふことである。アメリカに夙に源泉課稅主義が採られたのは正しくこの理由に依るものであつた。但し分離戦争當時の聯邦所得稅は同じく源泉課稅主義をとつたけれども、それは、北部に於いて會社成立の根本原則であつた「應能出資」

(Facility tax)の觀念に従ふ一の頭稅と看做さるべきもので、寧ろそれは今日の綜合所得稅(“general”)に近きものであつた。されば、戰時所得稅と其の後農業州等に依つて要求せらるる所得稅との間には根本的の相違をもつてゐるのである。

聯邦所得稅問題と共に地方の「綜合財産稅」(“general property tax”)の「分離」(“separation”)が次第に問題に上せられるに至つた。綜合財産稅の「分離」とは、財産を夫々不動産(“reals”)と動産(“personals”)、動産を更らに有體動産(可見動産) (“tangibles; visibles”)と無體動産(不可見動産) (“intangibles; invisibles”)とに夫々「分類」(“classification”)し、夫々の管理も上級地方團體と下級地方團體との間に「分轄」(“segregation”)せんとすることの謂ひである。これは經濟の發達、所有形式の變遷に伴れて當然起るべきものであるのだが、併し、已に分離戦争前から地方政府に依つて課稅せられた會社稅・銀行稅・抵當權稅・其他免許稅等に依つて、綜合財産稅を補完する途もあるわけだから、必ずしも「分離」が火急とせらるるわけはないのである。然るに「分離」が聯邦所得稅と共に問題になつたといふのは、「分離」に依つて工業若くは債權を課稅せんとする政治目的に出づるからである。一八八三年収入法に依り銀行預金稅等が廢止せらるると、聯邦所得稅と「分離」とが政治的に同時に問題となつたのは、かくの如き理由によつてである。

共和黨政權は、一八六一年 A. Lincoln が大統領に就任してより、一八八五年民主黨の G. Cleveland が大統領になるまで、實に二十五年の久しきに亘つて續いたのである。この間聯邦政策は反農業主義(Industrialism)をもつて一貫した。農業は、其の生産方法の改善と經營の組織化をもつてこれに對抗する一方、銀政策を通じての價格較差の修正とゴムピンヅに依る外國販路の擴張、従つて輸出増進に依る國內供給高の制限、従つて又國內農産物價格の

引上、綜合財産税の「分離」等をもつて報いた。農産原料の騰貴は工業生産費の騰貴を意味し、生産費の騰貴は其の輸出販力を弱める。工業は、この不利益をとり去るために、トラスト運動を一層進める傍ら、外國移民を積極的に輸入して労働費の削減を圖り、ラチンアメリカ諸國に投資して原料輸入に依り内地原料價格を引下げんと企てた。一八九〇年にはこれがために第一回汎米會議 (Pan-American Conference) が開かれた。工業移民は一八九〇年代以後激増の傾向を示した。外國移民の増加は當然國內の労働條件を低下せしめる。労働組合運動はクロズド・ショップ原則確認を目標として日を逐うて旺んじた。國內政情はこれに依つて複雑微妙に動いたのである。一八九〇年の McKinley 關稅法、Sherman 銀法、Sherman 反トラスト法等は、かくの如き政情を反映したものである。シャーマン銀法は一八九〇年七月十四日をもつて公布せられたが、それは大體に於いてブランド・アリソン法の延長と觀てよかつた。即ち、毎月銀四百五十萬オンスを買上げ、これに對して無制限通用力ある (full legal tender) 國庫債券を交付するものである。ただ兩者の相違ある點は、後者が交付債券の通用力に制限を附したこと ("partial") 前者が財務長官の裁量に依り金・銀鑄貨をもつて債券を回収し得るとしたこと及び本位銀非の鑄造は債券の回収に必要ありと認められる場合に限ることとした等である。これに依つて通貨政策に對する西部の主張は大體通つたわけであるが、マッキンレー關稅法に於いて喪ふところが遙かに大きかつた。羊毛・麻・亞麻・大麥等西部の「重要農産物」の稅率は引上げられたが、其の賠償として羊毛製品・棉製品等は禁止的高率とせられたのである。この關稅に於いて特色とする點は、汎米會議を有効ならしむるために互惠主義をとつたことである。即ち、砂糖・コーヒー・糖蜜・皮革等は原則としてこれを無稅品とするが、若しも相手國にしてアメリカよりの輸出品に課稅するときは、大統領は命令をもつてこれらの輸入品に關稅を課稅し得ることとするのである。砂糖を無稅品とする代りに内地糖に對し

向ふ十四ヶ年間に封度當り二仙の獎勵金を交付することとした。謂ふまでもなく、西部(甜菜糖)及び南部(甘蔗糖)との妥協政策である。シャーマン反トラスト法は労働組合に對する強行政策を意味するが、其の本來の目的は農産物の反トラスト立法に對抗し、農産物その他工業原料の獨占價格 ("discriminatory prices") を禁止するに在る。

この共和黨政策は直ちに大統領選舉に反映し、一八九三年にはクリヴランドの再選となつた。しかし、ここで注意せねばならぬことは、クリヴランドの再選に依つて民主黨政權が出来たけれども、銀政策に對して民主黨の意見が對立して居り、従つて民主黨本來の政策遂行が困難とせられて居ることである。この事情は第一次クリヴランド政權に於いても窺はれたが、第二次クリヴランド政權に於いて一層強く現はれた。それは、シャーマン銀法にもとづき國庫債券に依る金引出が「無制限に」 ("endless") に行はれて、一八九三年四月現在の國庫金保有量が僅かに九千六百萬弗を剩すのみとなつたことに直接原因することであるが、元來、南部は債務の肩替り若くは穀物價格の引上手段としての銀政策に對し利害相容れぬ立場に在ることに遠く由來するのである。この南部の立場は南部を北部に接近せしめた。これに依つて一八九〇年銀法の停止法案は一八九三年八月十一日下院を通過することを得た。然るに、この法案は上院に停滯して通過の見込が立たない。そこで銀行の支拂停止をもつて威嚇する一方、關稅の引下と聯邦所得稅新設とを骨子とする一八九四年收入法案に對する妥協工作を進めて、とりあへず一八九三年十月三十日シャーマン銀法の停止にまで漕ぎつけることが出来た。

シャーマン銀法の停止は聯邦所得稅課稅を條件として西部の承認するところとなつたものであるが、聯邦所得稅は一八九五年四月八日の Pollock v. Farmers Loan and Trust Company 事件に對する聯邦最高裁判所判決に於いて違憲を宣言せられ、其の施行前に失効した。判決理由は、聯邦所得稅が「直接稅」であり、従つて各州に割當て

ることなくして課税することを得ないといふのである。この判決を、一八六八年の Pacific Insurance Company v. Seale 判決が「間接税」(“duties”)として聯邦所得税を支持したのに比べると興味あるのであるが、要するに、一八九四年聯邦所得税は事實上農業所得を免除する差別課税 (wanting in uniformity) であると云ふのが違憲判決の眞意である。たゞにこの一八九五年判決に依つて聯邦所得税を喪つたのみならず、一八九七年の Dingley 關税法に依つて製品關税は未曾有の高率とせられたから、國內政情は險惡の空氣を呈した。偶々一八九八年米西戰爭の勃發に依つて、この險惡の空氣は一時緩和せられたけれども、戰爭直後の一九〇〇年の金本位法 (Gold Standard Act) の制定を機會として、政治不安は頗る増した。蓋し本位法は「銀問題」の再發を防止し、通貨を收縮して、滿期公債及び不確定公債 (“floating”) の低利借替及び償却を有利に運ばんとするに在つたからである。

綜合財産税の「分離」に依る國法銀行及び聯邦公債に對する差別課税、西部諸州に依る穀類のほか無煙炭石油等礦産物の州外移出制限、これに對する非穀物州の食料品需要制限策としての禁酒法の制定、南部の預金引揚、東部の銀行支拂停止、これにもとづく地方的小恐慌の頻發、一九〇一年のマッキンレー大統領の暗殺、一九〇二年の Anthracite coal strike の如き大爭議の勃發等、國內政情は今や始んど收拾すべからざる混亂状態に陥つた。單に國內に於いてのみならず、アメリカのダムピング政策にもとづく國際ダムピング戰の高潮、カリブ海問題、パナマ運河問題、メキシコ問題をめぐる英佛獨米の對立等、國際關係も日に増し緊張を加へた。そこで共和黨も其の傳統政策を大いに緩和し、先づ T. Roosevelt 政府は、失業救済策として Newlands Reclamation Act 等に依り森林・土壤等の自然資源の開發又は維持事業を獎勵し、母子保護等を講じて「社會資源」(“social resources”) の維持を圖り、國內勞働條件を維持する目的をもつて一九〇四年の支那人移民の禁止法を始め、一般に移民の入國條件を複雑にして

移民を制限する等、州際關係 (“interstates”) 及び社會關係の「調整」(“adjustment”) をこめた。Tariff 政權に依る一九〇八年の聯邦所得税に關する憲法修正法 (16th Amendment) 同年の Vreeland-Aldrich 法及び一九〇九年の Payne-Aldrich 關税法等も、要するに、ルーズヴェルト政策の繼承にほかならなかつた。一九〇九年關税に依り税率はとにかく或る程度まで引下げられ、ヴリーランド法に依り銀行券の發行準備たるべき適格證券の範圍が大きくせられ、發行限度が従つて擴張された。地方金融の緩和を其の主たる目的とする。

Wilson 政府に依る一九一三年の聯邦所得税、Underwood 關税及び聯邦準備制度は、右の如き共和黨政策轉換の地盤の上に成立したものである。たゞ聯邦所得税に先立ち一九一一年のイスクンシン法に依り州所得税に新機軸の開かれたことと、新關税に依り従價換算平均税率が四〇・一%より二九・六%に引下げられたことは注目せらるべきである。

(ハ) 世界戰爭より現ルーズヴェルト政權への發展の特殊性

ここで少しく説明して置きたいことは州際關係 (interstates relations) に就してである。州際關係と云ふときは、管に州高權相互間の關係のみならず聯邦高權との關係をも包含する。この州際關係は水利使用、水源地の濫伐、鐵道貨率の決定、電信電話線パイプラインの架設、道路使用、地下埋藏物の發掘、或ひは金融取締等の問題を機縁として摩擦を起すけれども、これらは多くは局部的に解決され得ることであり、又知事會議 (Governors Council) 等に依り州際私法の統一が一八九〇年代以來進捗せられて、この種の摩擦は緩和され來つて居る。然るにトラスト運動の發展に伴つて州際關係は從來とは異なる生面を現はして來た。トラスト運動は、元來、アメリカに於いては州際關係を母體として起つた廣義の合理化運動 (Rationalisation) であるが、それが失業と困窮を常に伴うものであ

ることは、他の國の獨占運動と何等變るところがない。失業と困窮の救済は地方政府の任ずるところであり、従つて地方の社會費支出はトラスト運動の發展と符合して膨脹した。ところが大トラストは州際に跨らざるまでも例外なく下級地方團體間に跨る。このことは綜合財産税の課税を甚だしく困難ならしめる。財政上の必要は財産課税を一層必要とするのであるが、これに従つて課税を嚴重にすれば地方の税高權間に低觸關係を生ぜざるを得ぬ。そこで社會費支出を價格に轉嫁せしめて所謂差別價格 ("discriminates") を他地方に強制するか、トラストを制限又は禁止するか、或ひは聯邦に地方の社會費支出の一部又は全部の負擔を要求するかの方法がのこされることになるのであるが、この何れの手段をとるにしても州際關係は畢竟緊張せざるを得ぬこととなるのである。

州際關係の調整策として、一九二三年ウィルソン政府に依り、アングーウッド關稅・聯邦所得稅・聯邦準備制度等が採られたが、これらの何れも州際關係を調整するに至らなかつた。工業州は聯邦所得稅を部分所得稅から綜合所得稅に改正すべきことを要求した。農業州は聯邦準備制度が單なる短期商業金融機關に過ぎざるの理由をもつて長期農業信用制度の制定を要求した。しかしこの長期農業信用に就いて農業州の意向が合致してゐたわけではない。南部は西部の負擔轉嫁を懼れて獨立の農業信用 (jointstock system) を要求し、西部は聯邦制農業信用 (federal system) を要求した。兩者を妥協せしむるためにこの異なる制度を其の儘とり入れた農業信用法 (Federal Farm Loan Act) が一九一六年に出來た。この農業信用を中心に南部と西部とが拮抗して居る間に、工業州はメキシコ國境出兵に依る緊急支出のための一九一五年收入法 (War Emergency Revenue Act) をもつて、一九一三年所得稅を綜合所得稅に更めてしまつた。これらを通じて已に州際關係の緊張しつつある上にウィルソンの勞働政策は一層これを煽つた。

ウィルソンは、勞賃及び農産物價格調整の目的をもつて一九一四年の Clayton 法に依り反トラスト法を修正し、勞働組合及び農業協同組合を反トラスト法の適用外に置いたのである。同時に Adamson 法をもつて、鐵道總罷業を未然に防ぐために、就業時間八時間・走行百哩の原則を鐵道勞働に認めた。この結果、東部の鐵道トラストは經營費騰貴の理由をもつて鐵道賃率の改正を要求し、西部はこれに對抗して石炭供給契約の更改を求める一方、石炭の東部沿岸積出を全部西部沿岸積出に變更し、専ら地中海沿岸諸國に向つて輸出するに至つた。鐵道運轉は固より、船舶の發航・工場の運轉は困難となり、加之、家庭燃料の欠乏及び食料品供給の制限となり、國內は暗澹たる景況を呈した。一九一五年の國防法 (National Defense Act)、一九一七年の食料及び燃料統制法 (Lever Act)、禁酒法 (Volstead Bill) 制定のための憲法修正 (18th Amendment) 等は、かくの如き國內事情に對處するために緊急立法せられたものである。時恰かもヨーロッパ戦争の勃發あり、ドイツは國際情勢を自國に有利に展開する目的の下に、アメリカのかくの如き州際關係に乗じ、I.W.W. を活動せしめて其の分裂を謀り、メキシコ政府を動かして其の對米政策を硬化せしむる等の手段をとつたために、一九一七年四月終にアメリカはドイツに宣戰し、世界戦争の渦中に投ずるに至つたけれども、アメリカの戰時財政政策及び戰時經濟政策は、戦争そのものためよりも、其の國內關係の調整を目標として立てられたと觀るのが至當である。ウィルソンがヴェルサイユ平和條約の劈頭「勞働非商品」の原則を掲げ、國際勞働會議の開催を提唱して卒先ワシントン勞働會議を招請した等のことは、要するに國內勞働關係を國際間の協定に依り緩和調整するほかなしと考へた結果にほかならぬのである。

緊急の戰時需要に因つてもあるが、州際關係の緊張を其の尤も直接の原因としてラチン・アメリカ諸國への資本輸出が戰前より戰後にかけて大規模に進められた。専ら食料品及び原料輸入の目的に出づる。ヨーロッパ諸國への

資本輸出は戰債の形をもつて爲された。これはラチン・アメリカ諸國への資本輸出と其の動機及び目的を異にするけれども、食料品及び燃料等の輸出を通じて國內供給を伸縮し得た點に固有の意義をもつて居る。この資本輸出の結果は戰後の「過剰生産」となつて現はれた。それは單に戰爭需要が止んだからではなく、資本輸出が商品をアメリカ市場に殺倒せしめたからである。茲で少しく觸れてをきたいことは、ラチン・アメリカ諸國への資本輸出が、一般に理解せられるやうな經濟的理由にもとづくものでなくて、殆んど政治的理由にのみもとづくといふことである。このことを最も良く證明するものは、ラチン・アメリカ諸國への資本輸出に於いて其の趨勢曲線を導き出すことが出来なかつたことである。例へば、イギリス又はドイツの南米投資は時に消長を示すけれども其の間に一定の脈絡がある。然るにアメリカの南米投資は全くその當時の國內の政治關係に従つて消長浮沈し、毫もその間に經濟的統一活動の跡をもとめることが出来ない。

かくの如き資本輸出の特質は先づ戰後の關稅政策に現はれた。即ち農業州は「緊急」救済を要するといふ理由で、主なる農産物の關稅引上を議會に要求した。一九二二年の Emergency Tariff が即ちそれである。これは化學工業との妥協で出来たものであるが、この農業關稅は當然その賠償として一般的稅率の引上を伴つた。一九二二年の Fordney-McCumber 關稅がその結果である。關稅の一般的引上は、言ふまでもなく商品輸入の阻止であり、これは戰債及び投資の正貨に依る償却の強要を意味する。戰債及び投資の正貨支拂は被支拂國にとつて正貨の蓄積が前提とされねばならぬ。商品貿易のバランス改善が従つて要求さるべく、關稅の引上・爲替の人為的調節等が従つて要求せらるであらう。アメリカの商品貿易は従つて梗塞し、生産過剩狀態が一層甚だしくならざるを得ない。この如き狀態は Harding 政權の戰債督促に依つて一層甚だしくせられた。即ち、戰債回収を速やかならしむる目的をもつ

て、ワシントン軍備制限會議を初めとして軍備制限を國際協定し、かくて軍事費支出の縮小に依つて生ずべき財政の餘裕を戰債支拂に充當せしめんとしたのである。戰債支拂懈怠國に對して其のアメリカ市場に於ける起債を封鎖した如き、戰債督促の最も露骨なる手段である。

戰債督促と外國の起債制限とは、一方に正貨を強制流入し他方に正貨流出の制限を意味する。世界的に觀て、アメリカ以外の諸國に於いては一九二一―二年恐慌後物價漸落の傾向が現はれたに對し、單りアメリカに於いて物價騰貴の傾向があつたことは、かくの如き理由に因るものである。この物價運動は生産擴張を伴う危険がある。關稅政策の點だけから考へても、國內の生産制限が當然必要なのである上に、戰債及び外國起債に對するアメリカの如きの政策は一層の生産制限を強行せねばならぬのである。然るにハージング及び次の Coolidge は、共和黨の傳統政策に従つて公債償却を戰後の財政政策の根幹とした。即ち戰債受取金・所得稅及び相續稅其他國庫剩餘金を減債基金に繰り入れることとし、軍事費支出其他一般經費の節減に依り國庫剩餘金を多くすることにとつてめたのである。戰債支拂の督促、軍備制限會議の國內的意味はこれに依つて一層明瞭となるであらう。この公債償却は産業投資を助長せしむる結果となる。聯邦準備法は、一九一三年の立法以來屢々改正を経て其の金融統制機能は強いものとせられた。加盟銀行の數も次第に多くなつた。併しながら其の貸付及び市場操作を通じて金融を統制し得るのは、金準備が不利で公債準備が利益なるときに限られるのである。公債償却と正貨流入とに依り金價が低落するに至れば、其の統制機能は甚だ弱いものとならざるを得ない。況んや非加盟銀行が尙ほ巨大の勢力を有するに於いてをやである。當に公債償却が急がれたばかりでなく、聯邦租稅政策は次第に生産主義(“productivist-orientierte”)に傾いた。所得稅・超利潤稅・相續稅等の直接稅は、公債の免稅條項に依り一定の利廻を公債保有者に保證する限

度に減廢せられて行つた。かくして生産制限を必要とする傍ら生産擴張への誘引が幾つもつくられてゐたのである。かくの如き聯邦政策にも拘はらず、其の破綻が案外遅く現はれたのは一に地方の財政々策に依るものであつた。已に戦前より看られた地方の社會費支出の膨脹傾向は戦後も益々強くなつた。戦時動員費は原則として地方の負擔するところである。戦後、軍事費削減の必要から出征軍人は續々地方に歸還せしめられたが、産業はこれを吸収することが出来なかつた。過剰資本にもとづく長期金利の低落、諸國の關稅引上に對應すべき生産費切下の必要、一九二三年の Johnson-Lodge Act 等に依る移民の事實上の禁止、及び勞働組合の活動にもとづく勞賃高。これらの條件は合理化運動を進め、これは更らに繼續失業を大きくした。地方の社會費支出は従つて増加した。そこで地方は差當り公債發行に依り緊急必要に應じ、綜合財産稅の「分離」を不斷に進めた。地方公債の發行は聯邦公債に反比例して増加して行つた。「分離」の結果、州所得稅・州消費稅 (sales taxes) は大多數州の採るところとなつた。州消費稅としては、ガソリン販賣稅・煙草販賣稅の如き特殊販賣稅と、小賣稅・卸賣稅・百貨店稅・連鎖店稅の如き綜合販賣稅が就中一般的なものであるが、要するに、それは營業收益を捕捉せんとする點に於いて共通性をもつて居る。従つて戦後の地方稅政策は「無體動産」課稅を目標として居るといふことが出来るのであつて、それは聯邦の租稅政策にとつて大きな是正作用をもつものであつた。

地方の公債政策租稅政策は聯邦のそれを補正しては呉れたけれども、終に其の破綻を如何ともすることは出来なかつた。證券ブームの兆候が一九二九年に入つて顯著に現はれて來た。生産の擴張を思ひ切つて制限せねばならぬ。そこで Hoover 大統領は銀行と提携して先づ株價を修正し、次いで低物價政策を推進めた。ただ、これだけであれば一九二九年恐慌は單なる國內恐慌として結末を見たであらう。ところがフーヴァーは、一九二四年以來種々の形

式で繰返し議會に提出されながらも常に握りつぶしの運命にあつてゐた McNary-Haugen 重要農産物補償法案を農業者のために認めると同時に、それは工業の生産費騰貴を齎らすものであるから關稅の一般的改正が必要であるとして Hawley-Smoot 關稅法案に署名したのである。マクナリ・ホーゲン法案は一の農産物ダムピング法である。これに依つて、一方に農産物をダムピングし、他方に製品の輸入を拒んだのである。その世界經濟に及ぼす影響たるや到底一九二二年關稅法の比ではないのである。猛烈な關稅戰・爲替戰が世界市場に起り、世界經濟は空然の混亂に陥つた。フーヴァーは、軍備制限會議・關稅會議・世界經濟會議等、相次いで國際會議の開催に盡力し、戰債の据置・賠償支拂の改訂等に成功すると共に、國內的には、一方失業救済に積極的に乗り出し、他方復興金融會社 (Reconstruction Finance Corporation) を設立して「産業の復興」を計り、聯邦準備法の改正、農業信用の改善等百方奔走したが、州際關係は益々悪化するばかりで如何ともし難く、終に挂冠した。

賠償支拂の改訂は元來戰債の改訂を豫期せるもので、事實フーヴァーも暗にこれを肯認してゐたのである。従つて一九三三年世界經濟會議は冒頭から戰債の改訂を問題とした。戰債改訂は同時に世界の物價水準の引上を伴はねば改訂の意味がなくなるのであるから、それが爲には當然ルーズヴェルトの金政策を緩和せねばならぬと考へられた。即ち金輸出禁止や世界市場に於ける金買上政策を緩和せよといふのである (「Stabilisation」)。しかしこの如き金ブロック諸國の意見に聽従するとなれば、勢い其の銀政策も拋棄せねばならぬ。銀政策を拋棄する位であれば、ルーズヴェルトを必要としないのである。蓋し、ルーズヴェルト政策の使命は、農業及び勞働の購買力引上と其の維持に依る政治關係の「調整」になければならず、かかる意味合から其の「救済」(Relief)「復興」(Reconstruction)政策が産業復興法 (National Industrial Recovery Act) と農業調整法 (Agricultural Adjustment Act) とを骨格として組み立

てられてゐるものだからである。従つて、ルーズヴェルトは、通貨問題は國內問題であつて濫りに外國の干渉を許さないと斷言して、世界經濟會議を無期限延期に至らしめた。ルーズヴェルトの國際協調主義に鑑みて其の世界經濟に對する態度は太く矛盾するものやうであるけれども、其の眞意は一に國內の調整に在ること右に述べる通りである。同様のことはルーズヴェルトの關稅政策に就いても觀られる。其の對外政策からすれば、關稅は夙に全般的に引下げらるべきであつた。然るにこの途に出ず、僅かに一九三四年の Reciprocal Trade Agreements Act に依り、互惠協定の下に稅率の逐次引下を志してゐるに過ぎない。これは、農産物價及び勞賃の引上・維持政策と關稅引下とは矛盾するといふ理由から來るのではなくて、工業との妥協、従つて州際關係の調整を第一とするルーズヴェルト政策の本質から來るものである。しかし關稅も引下げず、資本輸出の強行もせず、それで其の「復興」政策をどう展開しやうとするのであらうといふ疑問は、何人の胸にも浮ばねばならぬ筈である。

一九三六年秋の大統領選舉戦にルーズヴェルトと争つた共和黨候補カンサス州知事 A. M. Landon も、別にこの點に就いて積極的な政策を國民に表明し得なかつた。「政策の貧困」はかくて今アメリカを襲つてゐるのである。

三、結 論

ルロア・ポーリーは、アメリカの民族構成は複雑であるけれども、其の國民的性格を決定したものは尤も早く定住したイギリス人である、ただイングランド人は散在定住したに對し、アイルランド人は集團定住したために、實際にアメリカ人の性格形成に尤も強く影響したのはアイルランド人である、従つてアイルランド人の固有の狂熱性とアメリカの大陸的氣候風土とがアメリカ的性格の本質であると述べて居る (P. Leroy-Beaulieu, The U. S. in the 20th Century, 1906.)。シモンステルベルクは、アメリカは固有の傳統もなく祭事といふものもない、其の社會生

活の無味乾燥性がアメリカの地理的條件と結付して、そこにアメリカの國民性をつくり上げると謂つて居る (H. Münsterberg, American Problems from the Point of View of a Psychologist, 1910.)。ホリスは、イギリスの王室と銀行及び工業との三者をめぐる物價政策の變遷を興味深く述べ、かくの如き物價政策が其の植民地たるアメリカに如何なる影響を及ぼし、それがアメリカに統一教育のないことと相俟つてアメリカの政策を如何に特色づけるかを、簡潔に記述して居る (C. Hollis, The Two Nations, 1935.)。又、スウィングは、アメリカの宗教的・民族的・言語的・教育的種々の社會學的環境を擧げて、要するに、アメリカ及びアメリカ人はかくの如き社會環境に依つて其の混沌性其の法律輕視性をもたせられるとして居る (C. F. Twining, American Society, 1931.)。ホルコムは、アメリカの政黨政治の基礎をセクシヨナリズムに求め、これを先づ産業關係に就いて研究し (A. N. Holcombe, The Political Parties of To-day, 1925.)。次いでこれを階級關係に就いて「實證的に」詳説して居る (A. N. Holcombe, The New Party Politics, 1933.)。ホルロムの意見は相當の影響をのこして居る。シミアンは、アメリカ的制度及びアメリカ的政策の不合理性はセクシヨナリズムにもとづくものであると (F. Simand, Le-Développement Économique des États-Unis, 1934.)。しかしながら、かくの如きセクシヨナリズムは南北戦争後次第にユニタリズムに代られつつあり、現代のアメリカの特色は實に其の統一的發展に在るとして、ビュッネルは、經濟・財政・關稅・政治等の各方面から組織的にこれを論述して居る (R. Büchner, Die Finanzpolitik und das Bundessteuer-system der Vereinigten Staaten von Amerika von 1789 bis 1926, 1926.)。このほか、アメリカの支配的宗教はプロテスタントイズムであり、プロテスタントイズムは近代の科學主義の洗禮を受けたものであり、従つてアメリカの産業及び政策に於ける科學主義の遵奉は、プロテスタントイズムに依るものであると、ウを意見 (M. Weber, Gesammelte Aufsätze

zur Religionssoziologie, Bd. 1., 1921; A. Ruhl, Vom Wirtschaftsgeist in Amerika, 1927.) トムソンの排他主義は其の經濟的自足性でもとくものであると云ふ意見。曰く、セリマンの史觀(E. R. A. Seligman, Essays in Economic, 1924; L'interprétation économique de l'Histoire, 1921.) 曰く、ロッキンズの史觀(J. R. Commons, Legal Foundation of Capitalism, 1924) 等々を挙げれば殆んど際限がない。

特定の國家・特定の民族の歴史の固有性探索の學問的意味は、それに依つて現在の制度及び政策の本體を明かにし、それが將來如何なる運命を辿り、かくの如き運命が外部に如何なる影響をもつかを詳かにするにあると考へる。今以上に擧げた如き諸々の意見をアメリカの具體的制度及び政策に當て嵌めて、さて如何ほどの眞實性あるやを吟味して觀ると、遺憾ながら私は其等の何れにも信頼し能はないのである。乃ち年來學び得たところの結果の要領を綴つて學者の研究に供した次第である。私見を要約すれば、アメリカ的制度(American System)、アメリカ的政策(American Policy) 而して諸々のアメリカ的學說(American School)等々は、アメリカ聯邦の國家形成の手續と其の様式及びこれにもとづく國民の國家觀に依るものであると云ふに歸する。學者の高教を切望して已まぬ。

(完)

古版經濟書解題

一千六百七十四年版リチャード・ヘインズ著『防貧論』

高橋 誠 一 郎

吾人は曩きに、重商主義時代の英國に在つて、救貧問題が主として貿易差額の見地より考察せられたるを觀、第十七世紀後半期に於ける幾多の論者が、一定部門の工業に貧民を使備し、國産の獎勵によつて輸出額を大ならしめ、輸入を抑制して、國富の増加を圖らんことを提言せる旨を述べ、而して其の一例としてサ・セックスの紳士リチャード・ヘインズ(Richard Haines)の諸著に就いて説く所があつた。(昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』七〇四—七頁參照)。而も吾人は當時、恐らくはヘインズの第一著と認めらる可き一千六百七十四年の『防貧論』(The Prevention of Poverty: or, A Discourse of the Causes of the Decay of Trade, Fall of Lands, and Want of Money throughout the Nation; with certain Expedients for remedying the same, and bringing this Kingdom to an eminent degree of Riches and Prosperity: by saving many Hundred Thousand Pounds yearly, raising a full Trade, and constant Employment for all sorts of People, and increasing His Majesties Revenue, by a Method no way burthensome, but advantageous to the Subject.) を嚆矢たることがなかつた。吾人は最近此の書を購入し